

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月31日
照会部署名 静岡年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (一般)市川揚
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 田中

(案件)

(受付番号) No. 2010-460	休業中の随時改定について
------------------------	--------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

会社の就業規則・給与規定には、「休業期間中の者には賃金を支給しない」とあるが、社長の親族ということもあり、病気休職期間中において昨年5月から今年1月までは固定的な諸手当を含む全額を支給されていた従業員が、今年2月からは諸手当は全額カットされ基本給のみ全額支給されることとなった。

このような場合、諸手当がカットされてからの給与を休職給とみなし随時改定不該当とするのか、それとも固定的な賃金の変動ととらえ、随時改定に該当すると考えるのか、ご教示願います。

(回答)

随時改定を行うに際しては、①昇給・降給などで固定的賃金に変動があること、②変動月からの3か月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じていること、③3か月とも支払基礎日数が17日以上あることの全てを満たしていることが条件となるが、ご照会の場合については、②③に該当するか否かは不明ではあるが、①に該当しないものと考えられ、随時改定の条件に該当しないと考える。

回答日 平成22年8月13日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 渕 康幸
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上